

○道路使用許可事務処理要領の制定について（例規）

平成13年 7 月26日

佐本規制第448号

改正 平成18年 6 月佐本規制発第102号、28年 3 月佐本務発第29号、29年11月佐本規制発第247号、令和 2 年 5 月第94号

道路使用許可の事務処理については、これまで道路使用許可事務処理要領の制定について（平成12年 3 月31日付け、佐本規制第352号。以下「旧規程」という。）により行ってきたところであるが、この度、佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第12号）が公布されたことから、新たに道路使用許可事務処理要領を定め、平成13年 8 月 1 日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧規程は、平成13年 7 月31日限りで廃止する。

別添

道路使用許可事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条の規定による道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 道路使用許可の対象

- 1 法第77条第 1 項第 1 号に規定する道路使用許可（以下「1 号許可」という。）の対象は、同号に規定する行為で次に掲げるものとする。
 - (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃、改良等の工事又は作業
 - (2) 水道管、下水道管、ガスパ、電力線、電話線その他の電線類等を収容する管路等を地下に埋設し、若しくはその保守管理を行う工事又は作業（これらのものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等の埋設及びその保守管理等を行う場合を含む。）
 - (3) 路面電車軌道の新設、維持、修繕若しくは改良の工事又は作業
 - (4) 地下道工事、地下街工事その他これに類する工事又は作業
 - (5) こ道（線）橋等の架設、改良若しくは修理に伴う工事又は作業
 - (6) 電気、電話、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電車等の架空線及びその付属物の設置若しくはその保守管理に伴う工事又は作業
 - (7) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業

- (8) 道路上空において、つり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業
- (9) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業
- (10) 道路において資器材の搬出入、生コンクリートの打設等を行う作業
- (11) 道路において移動入浴車の入浴作業等で道路を使用して行う作業
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、クレーンカーの路上作業等で道路を使用して行う工事又は作業

2 法第77条第1項第2号に規定する道路使用許可（以下「2号許可」という。）の対象は、同号に規定する行為で次に掲げるものとする。

- (1) 石碑、銅像、広告板、アーチ等の設置
- (2) 公衆電話ボックス、郵便ポスト等の設置
- (3) 電柱、ケーブル柱又はこれらに架する電線類等の設置
- (4) 消火栓、給水栓、消防水利、消防用防火水槽等の設置
- (5) 路線バス停留所又はタクシー乗り場の標示施設等の設置
- (6) 路線バス停留所に係るベンチ、待合施設等の設置
- (7) アーチ又は家屋に取り付ける日よけ等の設置
- (8) 上空通路及び工作物、アーケード等の設置
- (9) 立看板、取付看板、掲示板等の設置
- (10) 横断幕、飾り付け等の設置

3 法第77条第1項第3号に規定する道路使用許可（以下「3号許可」という。）の対象は、同号に規定する行為で次に掲げるものとする。

- (1) 露店又は屋台店の設置
- 屋台店については、原則として新規の申請は認めないこととする。

- (2) 商品棚、商品台等の設置

4 法第77条第1項第4号に規定する道路使用許可（以下「4号許可」という。）の対象は、同号に規定する行為で佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「施行細則」という。）第13条各号に掲げるものとする。

第3 許可申請者

道路使用許可の申請者は、1号許可については工事若しくは作業（以下「工事等」という。）を行おうとする者、又は工事等の請負人であって当該工事等の全般を管理している者（法人の場合は、その代表者）とし、2号許可、3号許可及び4号許可については当該行為を行おうとする者（法人の場合は、その代表者）とする。

第4 許可の申請手続等

- 1 道路使用許可に係る審査基準及び標準処理期間の公表警察署長は、申請者等から行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条の審査基準及び標準処理期間の公表を求められた場合は、これに応じること。

- 2 事前相談等の取扱い

警察署長は、道路使用許可の申請書を受理する前に、申請者等から事前相談又は問い合わせを受けた場合は、これに対し必要な行政指導を行うとともに、特異又は重要なものについては、その経過を明らかにしておかなければならない。

- 3 申請書の提出時期

申請書の提出時期は、原則として当該道路使用開始日の3日前までとする。

- 4 申請書の提出先等

- (1) 提出先

申請書は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長に提出させるものとする。

- (2) 申請の特例

- ア 2以上の警察署長の管轄にわたる場合

申請者は、道路使用の行為に係る場所が2以上の警察署の管轄にわたる場合は、そのいずれかの所轄警察署長に申請することができる。ただし、原則として出発地（マラソン、パレード等）、又は主たる場所等を管轄する警察署長に対し申請を行わせるものとする。

- イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

申請者は、道路使用の行為に係る場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する警察署長に対し申請を行わせるものとする。この場合において、当該行為が他県から移動してくるマラソン等のときは、原則として、最初に入県する場所を管轄する警察署長に申請を行わせるものとする。

- ウ 道路占用許可と競合する場合

道路使用許可の対象となる行為が、同時に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合は、当該道路の管理者を経由して、道路使用許可申請書を提出させることができる。また、警察署長が道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書を受理したときは、当該道路の管理者に速やかに、道路占用許可申請書を郵送等により送付しなければならない。

5 申請に必要な書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第10条第2項に規定する様式とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、2部とする。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、原則として次のとおりとする。ただし、道路使用の形態に応じて、その一部を省略することができる。

ア 申請に係る行為の場所の位置図

イ 申請に係る行為の場所及びその周辺の見取図

ウ 申請に係る行為の方法又は形態を具体的に説明する資料（図面、設計書、計画書等）

エ 申請に係る行為を行う道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記載した書面

オ 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許可証若しくは確認書又はその写し

6 道路使用許可申請書の受理に当たっての配意事項

(1) 申請書受理時の確認、補正等

警察署長は、申請書を受理する場合は、次の事項について確認し、内容等が具備されていないときは、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請書の受理を拒否しなければならない。

ア 申請内容は、第2に規定する許可の対象行為であるか。

イ 申請者は、第3に規定する者であるか。

ウ 申請書は、所定の様式を使用しているか。

エ 申請書の記載事項は充足しているか。

オ 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

(2) 申請書等に係る押印の取扱い

ア 施行規則別記様式第6（道路使用許可申請書）、別記様式第7（道路使用許可証記載事項変更届）及び別記様式第8（道路使用許可証再交付申請書）に係る押印については、記名押印又は本人の署名のいずれかを選択することができる。

イ 受理した申請書等の訂正は、訂正箇所申請者の押印（署名がされている場合にあっては署名）をさせることとし、当該訂正箇所については、所轄警察署長の訂正確認印を押印すること。

ウ 法人による申請については、法人から申請されたことを書面上明らかにする必要があるため、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者の印を押印させること。

第5 許可の審査

1 許可基準

警察署長は、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれかに該当するときは、許可しなければならない。

2 許可件数及び期間の基準

(1) 許可件数の基準

ア 許可件数の原則

道路使用許可は、原則として道路を使用する一つの行為ごとに1件の許可として取り扱うこと。

イ 例外的な取扱い

(ア) 連続する同種の行為の取扱い

法第77条第1項各号に掲げる行為のうち、電柱、マンホール等の架空線を家庭へ引込み工事等を連続して行う場合において、2以上の行為に当たる行為であっても、同一の申請者が同一の警察署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同一の行為を行うときは、道路使用の場所、区間、期間及び時間を限定した上で、包括して1件の許可として取り扱うことができる。

(イ) 競合する行為の取扱い

電柱等の工作物を設置する工事を行う場合で、同一の申請者が同一目的で2以上の異なる道路使用行為を行う場合において、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされるとき、又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ないときは、包括して1件の許可として取り扱うことができる。

(2) 許可期間の基準

許可期間の基準については、道路使用許可期間の基準(別表第1)のとおりとする。
この場合において、行為の目的、場所、方法又は形態が次に掲げるものであるかどうかを考慮しなければならない。

- ア 一過性のものか反復性のものか
- イ 一時的なものか継続的なものか
- ウ 固定制のものか移動性のものか

(3) 許可の更新

道路使用許可を更新しようとする者には、新たに道路使用許可の申請を行わせるものとする

3 関係者との協議

(1) 2以上の警察署長の管轄にわたる場合

警察署長は、許可の対象となる行為に係る場所が他の警察署長の管轄にわたる道路使用許可の申請を受理したときは、関係警察署長と協議しなければならない。この場合において、当該申請を許可したときは、当該許可証の写し、関係書類等を当該警察署長に送付しなければならない。

(2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

ア 警察署長は、許可の対象となる行為に係る場所が他県公安委員会の管理に属する警察署長の管轄にわたる道路使用許可の申請を受理したときは、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に報告しなければならない。

イ 交通規制課長は、当該申請について当該県の警察本部の主管課長と協議しなければならない。この場合において、当該申請を許可したときは、警察署長は当該許可証の写し、関係書類等を当該警察署長に送付しなければならない。

(3) 道路占用許可と競合する場合

警察署長は、道路使用許可の申請に係る行為が道路法32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、協議書（様式第1号）により、当該道路の管理者に協議しなければならない。ただし、当該道路の管理者の判断を了承している場合はこの限りでない。

4 警察本部長に対する合議

警察署長は、道路使用許可のうち、重要なものについては、合議書（様式第2号）により、交通規制課長を経由して警察本部長に合議するものとする。

なお、合議の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 主要幹線道路（高速道路及び自動車専用道路を含む。）、繁華街の道路等交通頻繁な道路における工事等で交通上の影響が著しいもの、又は大規模な通行禁止若しくは通行制限を伴う工事等で著しい交通の妨害となるおそれのあるもの

- (2) アーケード、上空通路及び地下街の新設又は改造
- (3) 大規模な集団行進、パレード、路上競技等 2 以上の警察署にわたる通行の禁止、又は通行制限を伴う社会的影響の大きい行為、並びに 2 以上の公安委員会の管轄にわたる行為
- (4) 道路管理者の道路情報収集・提供装置等の設置工事
- (5) 電線類の地中化工事又はケーブル・ボックスの埋設工事
- (6) (1)から(5)までに掲げる行為のほか、許可の取扱いについて疑義があるもの

5 警察庁との協議

警察本部長は、新たに行う路上競技（マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン等）で、次に掲げるものについて道路使用許可の申請があったときは、警察庁交通規制課長と協議しなければならない。

- (1) 幹線道路を使用して行うもの
- (2) 2 以上の公安委員会の管轄にわたるもの
- (3) 競技の名称に「国際大会」、「日本選手権」等の語句が冠されているもの

6 条件の付与

警察署長は、許可をする場合においては、法第77条第3項の規定により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

- ## 7 不許可処分又は一部不許可処分
- 警察署長は、申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、不許可処分又は一部不許可処分を行うことができる。この場合、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 許可証の交付

1 許可証の作成

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載等により作成する。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証に契印するものとする。

2 許可証の交付

- (1) 許可証は、原則として申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を道路使用許可申請処理簿（様式第3号）に記載し、処理のてん末を明らかにする。

3 許可証の再交付

警察署長は、法第78条第5項の規定による許可証の再交付の申請を受理したときは、次により行うものとする。

(1) 再交付の申請は、施行規則第12条に定める様式及び当該許可証の提出を要するものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証を提出することを要しない。

(2) 警察署長は、再交付の申請を受理したときは、許可証を再交付しなければならない。

4 許可証の携帯

(1) 道路使用許可を受けた者には、許可を受けた期間中、原則として当該許可証を携帯させるものとする。

(2) 許可証の携帯については、許可証に「指導事項」として記載し、その徹底を図るものとする。

第7 手数料の徴収

1 手数料の徴収は、佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に基づき、許可の申請時において申請者から徴収し、既に手数料の納付を受けた者から申請の取消しがあった場合においても手数料は還付しないものとする。

2 手数料の徴収は、1件ごとに行うものとする。

3 手数料の免除

(1) 手数料減免対象者

手数料減免対象者は、条例別表第3の6及び佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号。以下「手数料施行規則」という。）第3条並びに施行細則第13条の2に規定する者とする。

施行細則第13条の2に規定する減免対象者の範囲については、別表第2のとおりとする。

(2) 手数料減免申請書の徴収

道路使用許可申請の受理に際して手数料免除の申し出を受けた場合は、当該申請書に手数料施行規則第4条に規定する手数料減免申請書及び減免対象者であることを証する資料等所要の書類を添付させること。

第8 許可証の記載事項変更届出の受理

法第78条第4項の規定による許可証の記載事項の変更の手続は、次によるものとする。

1 許可証の記載事項の変更の届出は、施行規則第11条の届出書及び当該許可証を提出して行うものとする。

2 警察署長は、許可証の交付を受けた者から当該許可証の記載事項の変更の届出を受理

した場合は、次の事項を審査しなければならない。

(1) 申請者又は現場責任者の住所又は氏名の変更

行政区画の変更に伴う住所の名称の変更、病気、転勤、退職等による現場責任者の変更等、変更の理由が明確であること。

(2) 道路使用の場所の変更

変更後の道路使用の場所が、許可証記載の場所に比べ明らかに距離が離れていないなど、行為の同一性が認められること。

(3) 期間、方法等の変更

変更後の期間及び方法による道路使用が、変更前と比べて交通に与える影響が異ならないなど、行為の同一性が認められること。

- 3 警察署長は、前記2により審査した結果、許可の同一性が認められる場合は当該許可証に変更に係る事項を記載するものとし、同一性が認められない場合は新たに許可の申請を行わなければならないことを教示するものとする。

第9 許可条件等の変更

警察署長は、法第77条第4項の規定により許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別な必要を生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可条件変更通知書（様式第4号）を申請者に交付するとともに、道路使用許可申請処理簿にその経過を記録するものとする。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受け、道路管理者に条件を通知しているものであるときは、道路使用許可条件変更連絡書（様式第5号）を道路管理者に送付するものとする。

第10 許可の取消し等

法第77条第5項の規定による許可の取消し、又は許可の効力の停止の手続は、次により行うものとする。

- (1) 道路使用許可を受けた者が許可条件に違反した場合、又は警察署長が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたと認めた場合において、当該許可を取り消し、又は当該許可の効力を停止しようとするときは、当該処分を必要とする理由を明らかにしておかなければならない。この場合において、許可条件に違反した者に対しては、弁明通知書（様式第6号）を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておかなければならない。

(2) 許可の取消し又は効力の停止をするときは、当該処分に係る者に対し、道路使用許可取消・停止通知書（様式第7号）を交付するとともに、既に交付した許可証を返納させるものとする。この場合において、当該許可証が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可取消・停止連絡書（様式第8号）を速やかに道路管理者に送付するものとする。

(3) 許可の効力の停止の期間は、効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する概ね以下の期間とする。

ア 許可条件違反の場合にあっては、違反を是正し、将来にわたって違反をしないための準備に要する日数

イ 道路における危険の防止等の場合にあっては、危険等を排除し、交通の安全と円滑を確保するための措置に要する日数

第11 許可の判断要素及び条件の履行状況の調査及び確認

1 調査及び確認警察署長は、道路使用許可の申請を受理したときは、許可の判断要素及び条件の履行状況について調査し、確認しなければならない。ただし、交通に与える影響が少ないこと等により、調査及び確認の必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

2 調査及び確認をしなければならない事項

(1) 道路使用許可の判断要素

ア 道路使用の方法及び形態の適否

イ 他の道路使用許可との競合の有無

ウ う回状況

エ 交通量

オ 他の法令による許認可の有無

(2) 道路使用許可事項及び条件の履行状況

ア 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況

イ 当該許可に係る道路使用の期間又は時間の遵守状況

ウ 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況

エ 路面の埋め戻し及び清掃状況

オ 現場責任者の管理体制

カ その他当該許可に付した条件の遵守状況

3 警察署長の措置

警察署長は、前記２の事項に関し調査及び確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた場合は、道路における危険を防止し、又は交通の安全と円滑を図るため必要な措置をとるものとする。

第12 原状回復状況の調査及び確認

1 原状回復状況の調査及び確認警察署長は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が講じなければならない道路の原状回復措置について、その状況を調査し、確認しなければならない。ただし、交通に与える影響が少ないこと等により、調査及び確認の必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

2 調査及び確認をしなければならない事項

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示、信号機等の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) その他道路における交通の安全を回復した状況

3 警察署長の措置

警察署長は、前記２の事項に関し調査及び確認を行った結果、原状回復措置がとられていないとき、又は交通の安全と円滑に支障があると認めるときは、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、必要な措置をとるものとする。

第13 道路使用許可に関する資料の整理及び保管

1 道路使用許可申請処理簿

警察署長は、法第77条第1項の規定による許可について、道路使用許可申請処理簿を作成して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 関係文書の保存期限

許可に関する文書の保存期限は、会計年度により次のとおりとする。

- (1) 申請書及び当該申請に係る添付書類 5年
- (2) 道路使用許可申請処理簿及び協議書台帳 5年

第14 関係者からの協議の受理及び取扱い

- 1 警察署長は、他の警察署長から自署の管轄にわたる許可に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可の条件その他の意見を付して当該警察署長に回答するものとする。
- 2 道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、許可の適否、必要な条件等を審査し、協議回答書（様式第9号）により当該道路管理者に回答するものとする。

第15 報告

警察署長は、不許可、一部不許可処分、許可の取消し又はその効力の停止をしようとするときは、交通規制課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

別表第1

道路使用許可期間の基準

	使用の分類	期間の基準
1号 許可	第2の1の(1)から(5)までに規定する工事又は作業	3か月以内
	第2の1の(6)から(10)まで及び(12)に規定する工事又は作業	1か月以内
	第2の1の(11)に規定する作業	6か月以内
2号 許可	第2の2の(1)から(8)までに規定する行為	道路占用許可（許可の更新を含む。）の許可期間が満了するまでの間
	第2の2の(9)及び(10)に規定する行為	1か月以内
3号 許可	露店、屋台店、商品棚、商品台等	1か月以内（恒例的な朝市等の露店で、管理組合等により出店状況が十分把握されているものについては、1年以内）
4号 許可	施行細則第13条第1号から第6号まで及び第8号から第12号までに規定する行為	15日以内
	施行細則第13条第7号に規定する行為	1か月以内（手数料減免対象者が行おうとする行為については、1年以内）
	施行細則第13条第13号に規定する行為	1か月以内（自動運転機能を有する自動車を走行させる実証実験をする行為については、6か月以内）

別表第2

減免対象者	対象者の範囲
(1) 交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体で、その本来の目的の事業を行うために許可を受けようとするもの	○ 「交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体」とは、交通安全協会、防犯協会、防災協会、消防協会等の公益を目的（公共の利益、地域社会全体の利益に関することを目的としたものであり、営利を目的としない）とした団体をいう。

	設立目的が、交通安全活動の推進、犯罪及び災害の予防等であり、公益性が高いことから免除とする。 ただし、設立目的を達成するための活動を行う場合に限る。 ○ 「本来の目的の事業」とは、設立目的を達成するための活動で交通、防犯又は防災のための街頭活動、パレード、災害予防訓練、横断幕の掲示等をいう。 消防団、水防団が自治防災意識の高揚を図るため災害防止訓練等を行う場合も含まれる。
(2) 町内会、自治会その他地域的な共同活動を行う団体で、美化運動、交通安全活動、防犯活動又は防災活動を行うために許可を受けようとするもの	○ 「その他地域的な共同活動を行う団体」とは、各地域において公益を目的とした活動を行うために結成された婦人会、青年団、子供クラブ、老人クラブ等をいう。 ○ 対象となる活動は、社会奉仕を目的とした、道路、道路の施設、道路標識、公園等公共施設の清掃美化活動、交通安全のための活動、犯罪及び災害の予防活動などである。
(3) 県、郡若しくは市町村の体育協会又は中学校若しくは高等学校が組織する体育連盟で、その本来の目的の事業を行うために許可を受けようとするもの	○ 体育協会又は体育連盟は公共団体ではないが、その設立目的が教育、体育の振興など学校教育の一環及びその延長として考えられるものであり、学校等の公共団体が行うものと同等視できるものである。 ○ 「本来の目的の事業」とは、体育協会又は体育連盟が設立目的を達成するため行う事業で、県等を単位とする駅伝大会、マラソン等の競技会をいう。 県内一周駅伝やレディースロードレース等新聞社等の事業者が主催又は後援して行われる競技は対象とならない。
(4) 共同募金会、緑の基金又は日本赤十字社で、募金活動を行うために許可を受けようとするもの	○ 公益性の高い寄付金の募集を行う団体が行う募金活動で以下のものが対象となる。 ・佐賀県共同募金会（分会を含む。） ～赤い羽根募金、歳末助け合い募金 ・緑の基金（緑化推進協議会を含む。）～緑の募金 ・日本赤十字社～激甚災害、海外助け合い募金 ○ 特定の身障者、交通遺児等の救済のための募金活動は対

	象とならない。
(5) 青少年の健全な育成を目的とする団体で、その本来の目的の事業を行うために許可を受けようとするもの	○ 「青少年の健全な育成を目的とする団体」とは、ボーイスカウト連盟、ガールスカウト連盟、子供クラブ、PTA、保護司会等をいう。 ○ 「本来の目的の事業」とは、地域の青少年の健全な育成に資する目的で行う、その思想普及のためのパレードや子供によるみこし祭り等の活動をいう。
(6) 国又は公共団体から地域活性化の事業を行うための補助を受けている団体で、その事業を行うために許可を受けようとするもの	○ 「地域活性化の事業」とは、地域の経済（産業、商業等）、文化及び観光の発展向上を目的として、民間と各自治体が一体となって企画し、地域住民等の理解と協力の下に行われる事業をいう。 対象となるのは、地域活性化という公益を目的として行われるものであり、一部の営業者の利益を図る目的でないものに限られる。 また、開催の目的、内容等から判断して、自治体を実施するのと同様視できる事業に限られる。 ○ 「補助を受けている団体」とは、国又は地方公共団体の予算から地域活性化の事業を行うための補助を受け、その目的を達成するための活動を行う、「△△実行委員会」等の団体をいう。 ○ 地域活性化の事業に関連する場合であっても、業として屋台、露店を営む者は対象外とはならない。 また、当該地域の商店であっても、明らかに営利が目的で、実行委員会等の団体に加入せず個人でイベント等に参加する場合は対象とはならない。 したがって、許可申請に際しては、地域活性化のための事業を行う団体と業として露店等を営む個人の申請は別個に取り扱うこと。

様式第1号

交第 号
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

警 察 署 長 印

協 議 書

道路交通法第79条の規定により、次のとおり協議します。

様式第2号

交第 年 月 日 号 佐賀県警察本部長 殿 警 察 署 長 印 合 議 書 下記のとおり許可申請(協議)があったので、合議します。 記	
申 請 書	
申 請 目 的	
申 請 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで(日間)
申 請 場 所	
申 請 概 要	
道 路 の 状 況	
交 通 の 状 況	
交 通 規 制 の 状 況	
そ の 他	
署 長 意 見	

様式第3号

道 路 使 用 許 可 申 請 処 理 簿

署 長	副署長	課 長	受 理 番 号	申 請 日	申 請 者	道路使用の目的	期 間	継続	許 可 番 号	交 付 許 可 (課長)	交 付 日	許可条件 の変更	受領印
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						
							／ ；						

備考 受領印には、押印することに代えて署名することができる。

様式第4号

警察署第		号
住所 氏名(法人名)		
道 路 使 用 許 可 条 件 変 更 通 知 書		
年	月	日付け第 号により許可した道路使用については、
1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため		
2 道路における危険を防止するため		
3 交通の安全と円滑を図るため		
特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更したので通知します。		
1		
2		
3		
年	月	日
警 察 署 長		印

注 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号

交第 号
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

警察署長 

道 路 使 用 許 可 条 件 変 更 連 絡 書

年 月 日付け第 号により協議を受け、 年 月 日第
号により許可した申請者 に対する道路使用については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更したので連絡します。

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

様式第6号

		交第	号
		年	月 日
住所	殿		
		警察署長	印
弁 明 通 知 書			
道路交通法第77条第5項の規定により、 年 月 日付け許可証第 号			
取消し			
の道路使用許可を したいので、次の期日にその弁明をされたく定刻までに			
効力停止			
出頭するよう、同条第6項の規定により通知します。			
1 日 時	年 月 日	時 分	
2 場 所	警察署	課	
3 取消し	の理由		
効力停止			

注1 病気その他やむを得ない理由のあるときは、代理人を出頭させるか、又は出席できない理由を連絡してください。

- 2 届出がなく出頭されないときは、道路使用許可の 取消し について異議がないものと認めます。 効力停止

様式第7号

警察署	第	号
住所 氏名(法人名)		
道路使用許可	取消 停止	通知書
年 月 日付け第 号による道路使用の許可は、下記の理由により道路交通法第77条第5項の規定に基づき 年 月 日から 年 月		
取消し 日まで したので通知します。 停 止 なお、許可証は、速やかに返納してください。		
取消し の理由 停 止 年 月 日		
警 察 署 長 印		

注 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号

交第 号	
年 月 日	
道 路 管 理 者 殿	
警察署長 印	
取消し 道路使用許可 連絡書 停 止	
申請者 に係る道路使用許可を次のとおり、道路交通法第77条第5項の規定 取消し により、 したので連絡します。 停 止	
許 可 年 月 日 ・ 番 号	
取消し又は停止の期日	
取消し又は停止の理由	
参 考 事 項	

様式第9号

交第 号
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

警 察 署 長 

協 議 回 答 書

道路法第32条第5項による 年 月 日付け第 号の協議について
は、次のとおり回答します。

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号